

沖縄海区漁業調整委員会指示20第2号

沖縄海区の南大東島及び北大東島の沿岸海域における漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成20年9月1日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 桃原 仁一

第1 定義

この指示における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 当該海域とは、南大東島の沿岸海域のうち別表の1の項に掲げる区域及び北大東島の沿岸海域のうち別表の2の項に掲げる区域をいう。
- (2) イセエビ漁業とは、イセエビ属に属するエビを採捕する漁業をいう。
- (3) セミエビ漁業とは、セミエビ属及びゾウリエビ属に属するエビを採捕する漁業をいう。
- (4) シャコガイ漁業とは、シャコガイ科に属するカイを採捕する漁業をいう。
- (5) ヤコウガイ漁業とは、ヤコウガイを採捕する漁業をいう。
- (6) サザエ漁業とは、チョウセンサザエを採捕する漁業をいう。

第2 操業の承認

当該海域において、第1(2)から(6)までに規定する漁業を操業しようとする者は、南大東島及び北大東島海域操業承認申請書（第1号様式）、操業しようとする区域を管轄する漁業団体からの操業同意書（第2号様式）及びその他沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が承認を判断するために必要とする書類を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

第3 採捕の禁止

当該海域においては、抱卵したイセエビ属、セミエビ属又はゾウリエビ属に属するエビを採捕してはならない。

第4 採捕禁止の期間

当該海域における採捕禁止期間は、次のとおりとする。

- (1) イセエビ漁業 4月1日から7月31日までとする。
- (2) シャコガイ漁業 6月1日から9月30日までとする。

第5 漁具の禁止

当該海域においては、潜水器（簡易潜水器を含む。）を用いて水産動植物を採捕してはならない。

第6 操業の制限

当該海域の船舶の交通がふくそうする区域では、漁具を固定して行う操業をしてはならない。

第7 禁止事項の解除

- 1 第3から第5までの規定は、調査試験研究を目的とする操業であって、当該操業について委員会の操業承認を受けたものについては、適用しない。
- 2 第2に規定する操業の承認に必要な書類の提出は、1に規定する操業の承認について準用する。

第8 みなし承認

南大東村に住所を有する者は別表の1の項の区域における漁業の操業について、北大東村に住所を有する者は別表の2の項の区域における漁業の操業について、それぞれ平成20年9月1日に第2の承認を受けたものとみなす。

第9 承認内容の変更

承認を受けた者が承認の内容を変更しようとするときは、操業承認内容変更申請書（第3号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

第10 承認証の再交付

承認を受けた者が承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく操業承認再交付申請書（第4号様式）を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

第11 承認証の交付

委員会は、第2、第7及び第9により承認したとき、又は第10により申請があったときは、漁業操業承認証（第5号様式）を交付する。

第12 承認旗章の掲揚

承認を受けた者は、その承認内容に係わる操業を行うときは、承認旗章（第6号様式）を船舷1メートル以上の高さに掲げなければならない。

第13 操業実績の報告

- 1 承認を受けた者（第8の規定によりみなし承認された者を含む。）は、毎年1月から12月までの操業実績（第7号様式）を翌年の1月末日までに委員会に提出しなければならない。
- 2 第8の規定によりみなし承認された者の操業実績報告は、その所属する漁業組合又は水産組合及び在住する村を經由し、委員会に提出しなければならない。

第14 この指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。

別表

<p>1</p>	<p>海域の位置</p> <p>次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチの各点を順次結んだ線並びにイとチを結んだ線により囲まれた区域のうち、南大東島の最大高潮時海岸線により囲まれた区域を除いた区域</p> <p>(点の位置)</p> <table border="0"> <tr> <td>点イ</td> <td>北緯</td> <td>25度</td> <td>52.300分</td> <td>東経</td> <td>131度</td> <td>13.150分</td> </tr> <tr> <td>点ロ</td> <td>北緯</td> <td>25度</td> <td>52.666分</td> <td>東経</td> <td>131度</td> <td>14.800分</td> </tr> <tr> <td>点ハ</td> <td>北緯</td> <td>25度</td> <td>52.266分</td> <td>東経</td> <td>131度</td> <td>16.283分</td> </tr> <tr> <td>点ニ</td> <td>北緯</td> <td>25度</td> <td>51.133分</td> <td>東経</td> <td>131度</td> <td>16.916分</td> </tr> <tr> <td>点ホ</td> <td>北緯</td> <td>25度</td> <td>49.616分</td> <td>東経</td> <td>131度</td> <td>16.400分</td> </tr> <tr> <td>点ヘ</td> <td>北緯</td> <td>25度</td> <td>48.733分</td> <td>東経</td> <td>131度</td> <td>15.816分</td> </tr> <tr> <td>点ト</td> <td>北緯</td> <td>25度</td> <td>48.350分</td> <td>東経</td> <td>131度</td> <td>13.883分</td> </tr> <tr> <td>点チ</td> <td>北緯</td> <td>25度</td> <td>49.316分</td> <td>東経</td> <td>131度</td> <td>12.366分</td> </tr> </table>	点イ	北緯	25度	52.300分	東経	131度	13.150分	点ロ	北緯	25度	52.666分	東経	131度	14.800分	点ハ	北緯	25度	52.266分	東経	131度	16.283分	点ニ	北緯	25度	51.133分	東経	131度	16.916分	点ホ	北緯	25度	49.616分	東経	131度	16.400分	点ヘ	北緯	25度	48.733分	東経	131度	15.816分	点ト	北緯	25度	48.350分	東経	131度	13.883分	点チ	北緯	25度	49.316分	東経	131度	12.366分
点イ	北緯	25度	52.300分	東経	131度	13.150分																																																			
点ロ	北緯	25度	52.666分	東経	131度	14.800分																																																			
点ハ	北緯	25度	52.266分	東経	131度	16.283分																																																			
点ニ	北緯	25度	51.133分	東経	131度	16.916分																																																			
点ホ	北緯	25度	49.616分	東経	131度	16.400分																																																			
点ヘ	北緯	25度	48.733分	東経	131度	15.816分																																																			
点ト	北緯	25度	48.350分	東経	131度	13.883分																																																			
点チ	北緯	25度	49.316分	東経	131度	12.366分																																																			
<p>2</p>	<p>海域の位置</p> <p>次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチの各点を順次結んだ線並びにイとチを結んだ線により囲まれた区域のうち、北大東島の最大高潮時海岸線により囲まれた区域を除いた区域</p> <p>(点の位置)</p> <table border="0"> <tr> <td>点イ</td> <td>北緯</td> <td>25度</td> <td>58.116分</td> <td>東経</td> <td>131度</td> <td>16.800分</td> </tr> <tr> <td>点ロ</td> <td>北緯</td> <td>25度</td> <td>57.683分</td> <td>東経</td> <td>131度</td> <td>18.116分</td> </tr> <tr> <td>点ハ</td> <td>北緯</td> <td>25度</td> <td>57.733分</td> <td>東経</td> <td>131度</td> <td>19.283分</td> </tr> <tr> <td>点ニ</td> <td>北緯</td> <td>25度</td> <td>57.383分</td> <td>東経</td> <td>131度</td> <td>20.516分</td> </tr> <tr> <td>点ホ</td> <td>北緯</td> <td>25度</td> <td>55.683分</td> <td>東経</td> <td>131度</td> <td>19.700分</td> </tr> <tr> <td>点ヘ</td> <td>北緯</td> <td>25度</td> <td>55.383分</td> <td>東経</td> <td>131度</td> <td>18.483分</td> </tr> <tr> <td>点ト</td> <td>北緯</td> <td>25度</td> <td>55.850分</td> <td>東経</td> <td>131度</td> <td>17.283分</td> </tr> <tr> <td>点チ</td> <td>北緯</td> <td>25度</td> <td>57.116分</td> <td>東経</td> <td>131度</td> <td>16.800分</td> </tr> </table>	点イ	北緯	25度	58.116分	東経	131度	16.800分	点ロ	北緯	25度	57.683分	東経	131度	18.116分	点ハ	北緯	25度	57.733分	東経	131度	19.283分	点ニ	北緯	25度	57.383分	東経	131度	20.516分	点ホ	北緯	25度	55.683分	東経	131度	19.700分	点ヘ	北緯	25度	55.383分	東経	131度	18.483分	点ト	北緯	25度	55.850分	東経	131度	17.283分	点チ	北緯	25度	57.116分	東経	131度	16.800分
点イ	北緯	25度	58.116分	東経	131度	16.800分																																																			
点ロ	北緯	25度	57.683分	東経	131度	18.116分																																																			
点ハ	北緯	25度	57.733分	東経	131度	19.283分																																																			
点ニ	北緯	25度	57.383分	東経	131度	20.516分																																																			
点ホ	北緯	25度	55.683分	東経	131度	19.700分																																																			
点ヘ	北緯	25度	55.383分	東経	131度	18.483分																																																			
点ト	北緯	25度	55.850分	東経	131度	17.283分																																																			
点チ	北緯	25度	57.116分	東経	131度	16.800分																																																			